

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を平成5年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年2月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。平成2年12月から5年1月31日までA協会で栄養士として勤務していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する雇用保険受給資格者証及び平成5年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が申立期間においてA協会に勤務し、平成5年分の社会保険料として同協会より、4万2,205円控除されていることが確認できる。この額は、申立人の当時の標準報酬月額である18万円に見合う健康保険厚生年金保険料額及び上記受給資格者証に記載の賃金日額を元に試算した雇用保険料額の合計額の2か月分とほぼ一致している。

A協会は既に解散し、厚生年金保険料の控除月について確認できないものの、申立人が平成5年1月31日で同協会を退職していることから、源泉徴収票に記載の社会保険料額は4年12月及び5年1月のものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会における平成4

年 12 月の社会保険事務所の記録及び平成 5 年分給与所得の源泉徴収票から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 協会は既に解散し、当時の理事長は既に死亡しているが、同協会の施設の受託運営を譲渡された B 社に、申立人が平成 5 年 1 月 1 日に資格喪失したとする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が保管されていることから、同協会の事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 48 年 3 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A病院での厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 44 年 5 月 1 日から 48 年 3 月 19 日まで同院に勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前後の共済組合の加入記録及びA病院の当時の職員の供述から、申立人は、申立期間、同病院長として勤務していたものと認められる。

しかし、A病院では、申立期間当時、同病院で勤務する医師について、健康保険はB県医師国民健康保険組合（以下「B県医師国保」という。）に、年金は国民年金に、それぞれ加入する取扱いであったとしているほか、全国国民健康保険組合協会では、「当時、医師国保加入者は、厚生年金保険に加入できなかった。」としている。

また、B県医師国保に申立人の加入記録は保管されていないものの、B県医師国保及びA病院の当時の担当者がいずれも申立人は同病院での勤務期間中、B県医師国保に加入していたと記憶しており、申立人自らも同様に記憶していることから、申立人は申立期間当時、B県医師国保の組合員であり、厚生年金保険に加入していなかったものと認められる。

さらに、オンライン記録で申立人の国民年金の加入記録は確認できないものの、申立人が後任として氏名を挙げた現院長の年金記録を確認したところ、勤務を開始した昭和 48 年 3 月から国民年金に加入し、保険料を納

付している。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。